

令和7年12月26日

警察庁刑事局組織犯罪対策部
組織犯罪対策第一課
パブリックコメント担当 御中

日本司法書士会連合会
会長 小澤吉徳

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見

当連合会は、標記について、次のとおり意見を申し述べる。

対面による本人特定事項の確認の方法について、現行では写真付き本人確認書類の提示により完結する取扱いであるところ、本改正後は、それだけでは足りず、ICチップが組み込まれた写真付き本人確認書類に加えて、当該ICチップの情報の読み取り等を行うことが必要とされるなど、新たな本人特定事項の確認の方法は、実務への大きな影響が想定される。

現在、社会全体でDX化が進展しつつあるものの、本人特定事項の確認の場面においてICチップの情報の読み取り等を行うような取扱いは一般的とはいえず、さらに、技術的な問題を払しょくするには至っていない。

また、施行期日は令和9年4月1日とされているが、このような状況の中、施行まで約1年という期間は、いかにも短いといわざるを得ない。もとより、偽造、なりすましの防止などに対応することは極めて重要ではあるが、現状の社会環境を勘案すると、すべての特定事業者が、本改正後の本人特定事項の確認の方法を履践することは困難であり、正常な取引及び経済活動の停滞が懸念される。

そこで、本改正にあたり次の事項に最大限の配慮をすることを要望する。

- (1) 国民等（来日外国人、海外居住者も含む。）へ本改正の内容等の周知を徹底するとともに、国民等が当該ICチップの情報の読み取り等による本人特定事項の確認を行うことが広く、かつ容易に行われるよう、例えば、情報読み取り時の暗証番号の要否や、暗証番号の失念を防ぐための取扱い上の注意の周知徹底といったような環境の整備を実施すること。
- (2) 特定事業者の行う本人特定事項の確認において、ICチップの情報の読み取り等を行うことが広く、かつ容易に行われるよう、必要な機器、技術等の普及等につき関係機関を支援し、その実施する施策に積極的に協力すること。
- (3) 社会的環境の整備を考慮し、施行期日をさらに先の期日とし、また、一定の経過措置を設けるなど、新たな本人特定事項の確認の方法が、円滑に実施され、広く定着するよう配慮すること。